

中心市街地駐車場共用化システムの開発業務委託

仕様書

1. 業務名

中心市街地駐車場共用化システムの開発業務

2. 業務目的

本業務は、「はちのへA I（アイ）中心街・バス活性化プロジェクト」の一つの事業として行われものであり、プロジェクト全体の目的としては、デジタル技術を活用し、中心街への誘客推進と公共交通の利用促進を図るとともに、人流データ等を活用した中心街の賑わい創出やバス路線の最適化に向けた施策立案を行い、さらなる市政発展に繋げていくことを目的とする。

この中で本業務は、自動車による中心街へのアクセス向上を図るため、中心街の複数店舗において購入した金額を合算し、その金額に応じた駐車場割引を行うシステムを開発するほか、中心街に点在する駐車場をエリア全体の駐車場としてネットワーク化を図り、どこに駐車しても同じ駐車料金の割引が受けられるようにすることにより、来街者の大幅な利便性向上、滞留、回遊の促進を図る。その際、利用者アンケート調査によるフィードバックを行い、2年目以降の事業に繋げていくことを目的に本事業を実施するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 業務の内容

- (1) 駐車場料金合算割引システムの開発、運用
- (2) QR発行機設置
- (3) 調査計画、効果測定項目設計
- (4) 駐車場利用実績等分析
- (5) 利用者アンケート調査
- (6) 調査結果とりまとめ、今後の方針整理、報告書作成

5. 業務の詳細

(1) 駐車場料金合算割引システムの開発、運用

ア. 中心市街地における買い物金額を合算し、駐車料金の割引システムを導入するもの。

イ. 合算割引システムの導入により、中心市街地の駐車場の共用化につなげる。

ウ. QRバーコードをかざして読込む合算認証機を設置し、合算割引システムを構築する。

エ. 設置場所は発注者と受注者との協議のうえ、決定する。

オ. 利用者が料金を支払う既存の精算機のシステムの変更は受注者の負担とする。

(2) QR発行機設置

ア. 店舗に設置し、QRバーコードを付したレシートを発行する。利用者は合算認証機でレシートを読み込ませ、割引を適用させる。

イ. 設置場所は発注者と受注者との協議のうえ、決定する。

ウ. 設置については発注者と協議のうえ、事前に施設管理者の許可を得ること。

(3) 調査計画、効果測定項目設計

定量的、定性的に利用状況をモニタリングし、効果測定を実施すること。

(4) 駐車場利用実績等分析

駐車場利用状況、QR発行機の利用実績・利用料金の集計、駐車場と店舗間の来訪、回遊状況についてデータ分析を実施する。

(5) 利用者アンケート調査

利用者対象のアンケートや商業施設へのヒアリングを実施し、利用実績や合算割引利用実績を分析する。

(6) 調査結果とりまとめ、今後の方針整理、報告書作成

ア. まちなか共通駐車券おんでカードのアプリ化に向けた必要性、スペックを検討すること。

イ. 今回新たに構築するシステムについては、既存のおんでカードと一定期間並行稼働させることを想定している。将来的に、おんでカードのアプリ化や合算認証機やQR発行機の増設を想定しているが、その際に、今回構築するシステムに接続することができるよう、柔軟に対応できる構成とすること。

(7) その他、業務の執行に必要な事項も必要に応じて提案すること。

ア. 合算認証機等の導入費用には、次の費用を含めるものとする。

・合算認証機やQR発行機の付属品（印字用紙を除く）の設置に要する費用（システム初期設定費用を含む。）

・普及広報活動に必要な費用

・その他業務の執行に必要な費用

イ. システム管理者、店舗、駐車場間の効率的な料金請求体制

6. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

7. 経費にふくまれるもの

アプリ開発・運用・保守・情報配信、効果検証・報告書作成等本業務に必要な経費一式を含む。

8. 委託料の支払方法

委託料は、業務終了後に一括で支払う。なお、受託者は、業務終了後に業務完了報告書を提出し、その後、適法な支払請求書により、委託料の請求をすること。

9. その他

(1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、提案した内容を遵守し、実施すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、意見や要望を取り入れながら実施すること。

(3) 八戸市情報公開条例及び八戸市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り

得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- (4) 受注者は本業務により、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。また、注意義務を怠ったことにより生じた損害についても受注者が負担する。ただし、損害のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担するものとする。その他、本業務について、第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

10. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。

以上